

船御朱印之事

四。百。斛。船。一艘。諸國湊出入諸役等事。任天正十年八月廿三日。元和三年九月九日。兩先判之旨。令免許勢州天湊角屋七郎次郎畢。永不可有相違もの也。

慶安元年四月廿四日

御朱印

〔徳川禁令考四十七 道路家屋〕明暦元未年十一月

川筋河岸端等之儀ニ付觸書略

一。く。わ。い。せ。ん。の。舟。む。ぎ。と。掛置申間敷候。船道を明ケ候。而通シ。舟つかへ候。ぬ。様ニ掛置可申事。

略

右之條々。御船手之乘自身御廻。并加子之もの川筋江廻シ候。而御改候間。背申候もの。急度曲事可被仰付候間。油斷仕間敷候。

〔享保集成絲綸錄四十二〕貞享四卯年十一月

三。覺

面々致所持候川舟之儀。荷物を積候船ニ而。川船奉行方ニ而改之。極印打之。荷物不積舟は。只今迄不相改。極印も不打ニ付。紛敷候。而商賣船之改にも。障候間。向後川舟之分。不殘。川船奉行江。相違。極印うたせ申さるべき者也。

十一月一日

〔類聚名物考船車二〕船の刻印焼印

船に刻印うち。ならびに烙印する事。唐にも見えたり。皇朝の古へには聞ざりしが。今の世には。必この定め有。享保の頃より事始りしなるべし。運上の高も。此方のは船の長さにて定め。唐山